

# 外国人台帳制度に関する懇談会

## 報告書

平成20年12月



## はじめに

近年、日本に住む外国人の数は急増しており、外国人登録者数は過去最高の215万人（平成19年12月末現在）と、平成9年に比べ、過去10年間に約70万人増加し、50%の増加率となっている。また、国際結婚件数の増加や定住者・永住者といった在留資格を有する者が増加するなど、日本に住む外国人の滞在期間の長期化も進んでいると考えられる。

また、政府においては「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、海外人材の受け入れ促進という観点から、現行の外国人登録制度を見直し、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有することで、その居住関係を把握する法的根拠を整備していくことが決められているところである。

そこで、総務省・法務省が共同事務局となって、有識者や地方公共団体の実務関係者、IT関係の専門家などをメンバーとして「外国人台帳制度に関する懇談会」を開催し、複合的な視点から、住民行政の最前線である市町村において住民行政の基礎とするための適法な在留外国人の台帳制度の設計に向けた検討を進めるとともに、県や市町村、外国人有識者の方々からもヒアリングを行ったところである。

グローバル化や少子高齢化が進む我が国においては、今後も、日本に住む外国人の数はますます増加することが見込まれる。こうした状況を踏まえると、在留外国人に対して、各種行政サービスの提供を適切に行っていく基盤整備が必要であるとともに、行政サービスに係る各種の事務手続の簡素化を進め、外国人の申請・届出などの負担軽減を図ることで、生活しやすい環境を整備していく必要がある。また、これと併せて、国及び地方公共団体においても、当該在留外国人の情報を正確に保有することで、行政事務の合理化及び適正化に資することが期待される場所である。

本報告書は、本懇談会における合計9回の議論をとりまとめたものである。本懇談会としては、日本に住む外国人についても住民として市町村が正確に把握するため、住民行政の基礎となる台帳制度について、住民基本台帳制度も参考としつつ、一定の制度イメージを取りまとめることができたと考えている。

今後は、本懇談会において検討した外国人住民に係る台帳制度が速やかに立法化されることで、日本に住む外国人の利便性の向上、国及び地方公共団体の事務の合理化とともに、日本人と同様に、各種行政サービスの手続きのワンストップ化（届出の共通化）が図られるなど、日本における外国人の居住環境が改善されることを期待したい。

平成20年12月18日

外国人台帳制度に関する懇談会  
座長 藤原 静雄

# 目 次

	ページ
第一章 背景	
1 在留する外国人の状況	P 1
2 政府の動き	P 3
3 現行制度の問題点	P 4
(1) 在留管理制度における課題	
(2) 外国人住民に対する各種行政サービス提供時の課題	
4 新たな在留管理制度の検討状況	P 6
(1) 新たな在留管理制度（特別永住者等を除く。）	
(2) 特別永住者について	
5 本制度の検討の方向性	P 7
第二章 外国人住民に係る台帳制度	
I 外国人住民に係る台帳制度のねらい	P 8
II 外国人住民に係る台帳制度の基本的事項	
1 対象者	P 9
2 住所	P 11
3 作成等	P 11
4 法定記載事項	P 11
(1) 住民基本台帳制度との比較検討	
(2) 外国人登録制度との比較検討	
III 外国人住民に係る台帳制度の仕組み	
1 外国人住民票の修正など	P 13
2 行政機関間の通知	P 13
3 公証制度（閲覧、交付）	P 14
(1) 閲覧	
(2) 交付	
4 複数国籍世帯	P 16
5 届出	P 16
IV その他	
1 都道府県等の役割	P 17
2 総務大臣と法務大臣の連携	P 17
3 施行の時期	P 17
4 周知	P 18
5 代理・使者	P 18
6 印鑑登録証明事務	P 18
第三章 まとめ	P 19

## 参考資料

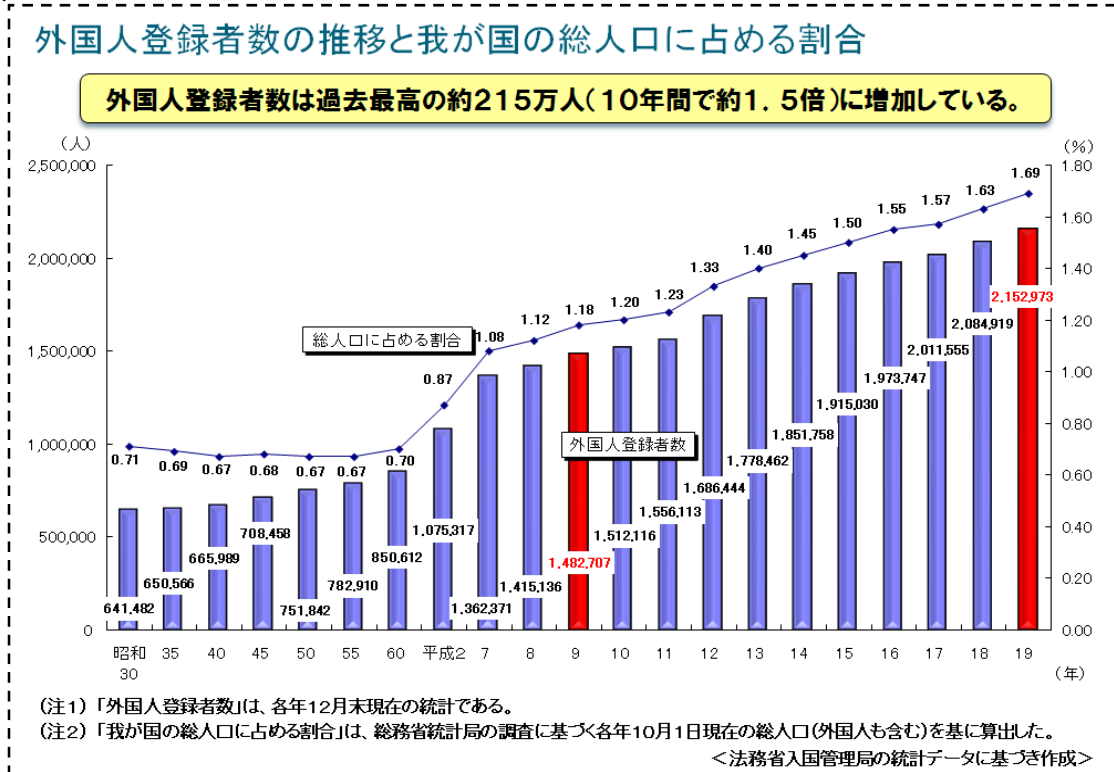
- 資料 1 外国人台帳制度に関する懇談会運営要綱…………… P25
- 資料 2 外国人台帳制度に関する懇談会開催状況…………… P27
- 資料 3 外国人登録制度の現状について…………… P28
- 資料 4 住民基本台帳制度について…………… P29
- 資料 5 規制改革推進のための3か年計画（改定）（抄）…………… P32
- 資料 6 「新たな在留管理制度に関する提言」の概要について… P33
- 資料 7 適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想…………… P34
- 資料 8 外国人台帳制度に関する懇談会 ヒアリング開催状況…………… P37
- 資料 9 ヒアリングにおける主な意見①（地方公共団体）…………… P38
- 資料10 ヒアリングにおける主な意見②（有識者）…………… P40
- 資料11 適法な在留外国人の主な滞在中における動き（イメージ）…………… P42
- 資料12 複数国籍世帯について…………… P43
- 資料13 開示及び公証制度について…………… P44
- 資料14 記載事項証明書などの交付について…………… P45
- 資料15 閲覧について…………… P47
- 資料16 住民基本台帳制度上の手続及びその代理について…………… P48
- 資料17 通称名について…………… P50
- 資料18 外国人住民に係る台帳制度のイメージ…………… P51

# 第一章 背景

## 1 在留する外国人の状況

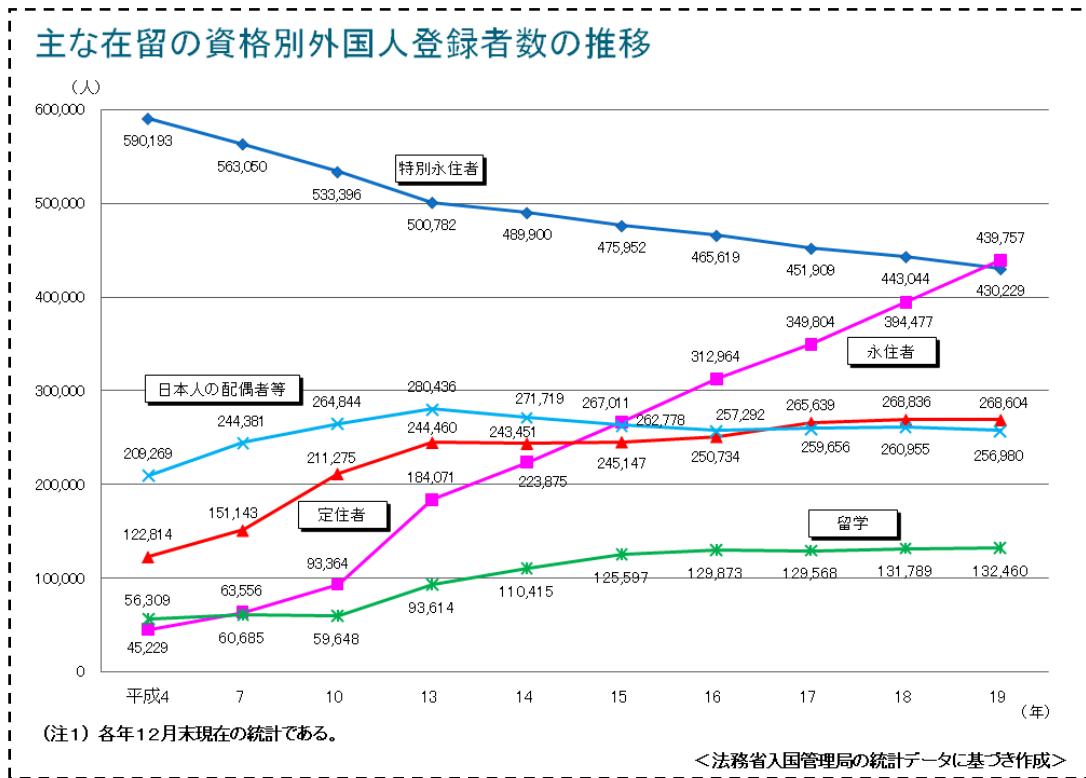
- 本邦に在留する外国人については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき上陸を許可された場合にあっては、その上陸の日から90日以内に、また、本邦において外国人となったとき又は出生等の事由により本邦に在留することとなった場合にあっては、出生等の日から60日以内に、外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「外登法」という。）に基づき、外国人登録の申請が義務付けられている。
- こうした外国人登録を行った者については、平成19年12月末現在で、過去最高の約215万人を数え、平成9年に比べ過去10年間で約70万人増加し、50%の増加率となるなど、本邦に在留する外国人は増加する傾向にある。さらに、外国人を含む総人口に占める外国人登録者数の割合もおおよそ100人に2人が外国人となっている。

図 1-1-1



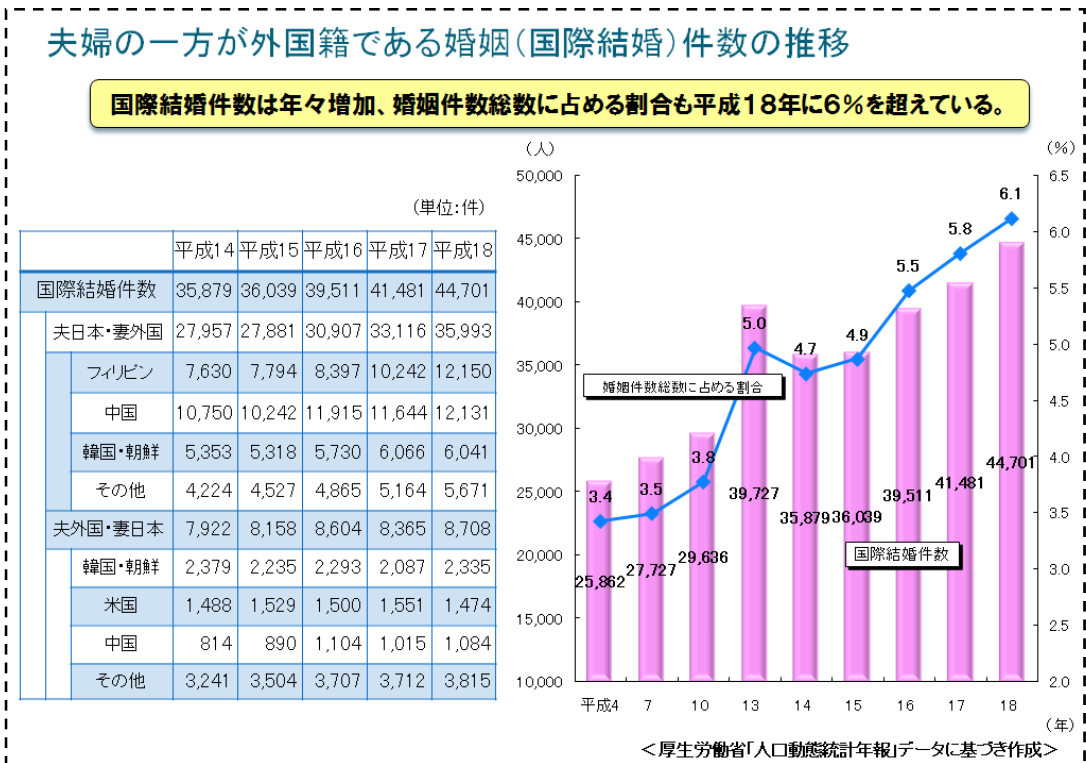
- また、外国人登録者の主な在留資格について、平成10年度において永住者及び定住者が約30万人程度であったのに比べ、平成19年度においては約70万人程度と2倍以上に増加しており、在留する外国人の滞在期間の長期化が進んでいる。

図 1-1-2



- さらに、夫婦の一方が外国籍である婚姻、いわゆる国際結婚の件数についても、年々増加してきており、本邦における婚姻件数総数に占める割合は平成18年には、約17組に1組が国際結婚をしている状況にある。

図 1-1-3



- ・ このように、本邦に在留する外国人は人数の増加、滞在期間の長期化が進んでおり、グローバル化が進展する中で、今後もこうした傾向は続き外国人住民は増加していくものと見込まれる。

## 2 政府の動き

- ・ 政府においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（いわゆる「骨太の方針2006」。平成18年7月7日 閣議決定）において、我が国の成長力や競争力を強化していく取り組みの一つとして、生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会の構築を進める必要があるとしている。
- ・ こうした動きと併せて、総務省で開催された多文化共生の推進に関する研究会がとりまとめた「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」においては、外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方として、地域における多文化共生の推進に向けて、地方自治体が外国人住民に対する行政サービスの提供を適切に行うための前提として、まず、外国人住民の所在情報を的確に把握することの重要性を指摘している。
- ・ さらに、平成20年3月には、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日 閣議決定。以下「規制改革推進3か年計画」という。）において、海外人材の受入れの促進という観点から外国人登録制度を見直し、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編していくこととし、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされている。



## 外国人台帳制度に関するこれまでの経緯

### 骨太の方針2006 (H18.7 閣議決定)

第2章 成長力・競争力を強化する取組  
 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化  
 (1) 国際競争力の強化  
 ◎アジア等海外のダイナミズムの取り込み  
 ・平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。

### 多文化共生の推進に関する研究会報告書2007 (H19.3 多文化共生の推進に関する研究会 (総務省))

第2章 外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方  
 地域における多文化共生の推進に向けて、地方自治体が外国人住民に対する行政サービスの提供を適切に行うための前提として、まず、外国人住民の所在情報を的確に把握することが求められる。

### 「新たな在留管理制度に関する提言」 (H20.3 第五次出入国管理政策懇談会 (法務省))

第3 新たな在留管理制度に関する提言  
 5 市区町村との関係  
 (2) 市区町村による情報の取得、保有及び利用(適法な在留外国人の台帳制度)  
 現在市区町村は、事実上、外国人登録を行った外国人を住民として把握し、外国人登録の情報を各種行政サービス提供の基礎として利用…(中略)…市区町村において外国人住民に関する正確な記録が作成されるよう…(中略)…住民基本台帳制度を参考とした、「適法な在留外国人の台帳制度」を整備することが必要である。

### 規制改革推進のための3か年計画 (H20.3 閣議決定)

13 海外人材  
 (1) 外国人登録制度の見直し  
 …(中略)…市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する…(中略)…

## 3 現行制度の問題点

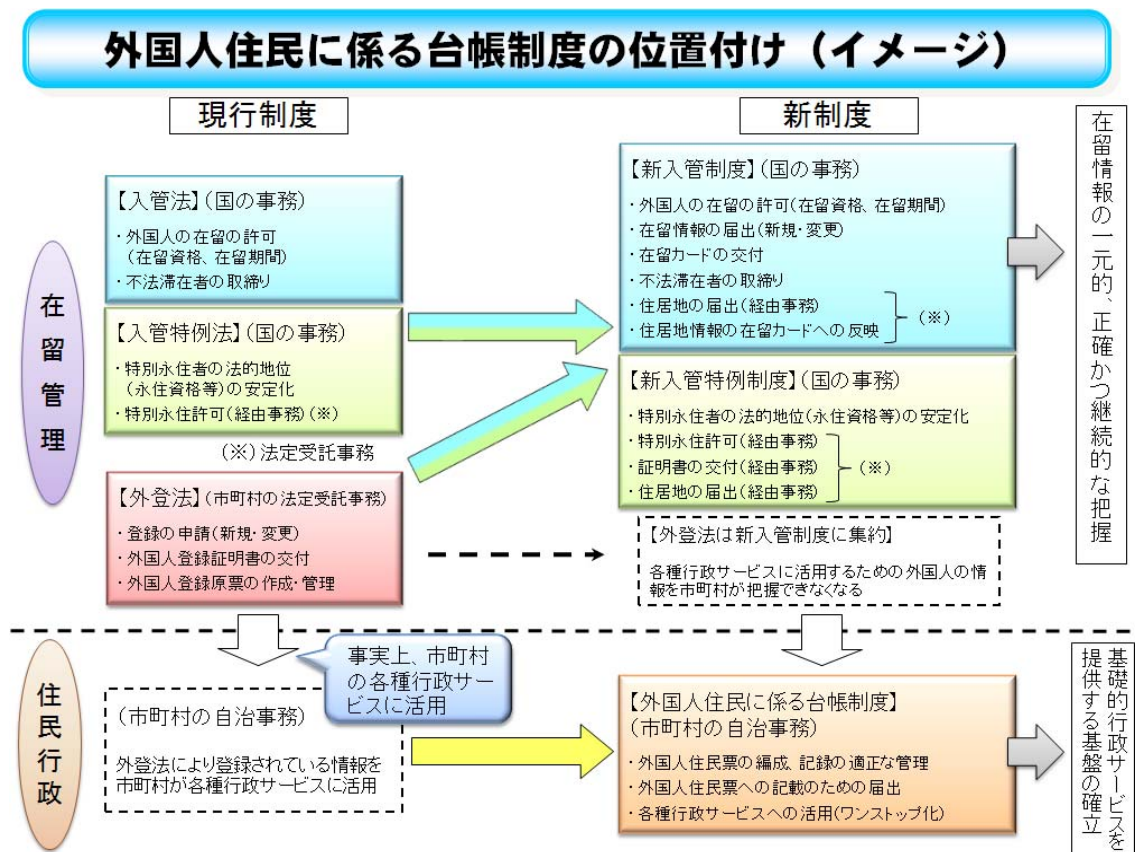
### (1) 在留管理制度における課題

- ・ これまで外国人の入国、在留状況はそれぞれ入管法に基づく入国・在留審査と、外登法に基づく外国人登録によって、管理・把握をしてきたところであるが、これら現行制度については、外国人の在留管理が2つの法律により二元的に処理されている、在留外国人の居住等の実態が必ずしも十分に把握されていない、といった問題点が指摘されていた。
- ・ また、近年、日本における国際化が急速に進展し、多くの外国人が様々な目的を持って本邦に在留するようになるとともに、在留外国人の転出・転入の増加等行動様式の変化がみられる。
- ・ このような背景から、外国人登録制度を抜本的に見直し、法務大臣が、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度を構築することが必要となっている。

## (2) 外国人住民に対する各種行政サービス提供時の課題

- 外国人登録制度は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とすることとしている。
- この目的に沿って、外国人本人による申請を義務付けており、住民基本台帳制度とは異なり市町村長による職権修正などは認められていない。このため、外国人登録制度に基づく外国人登録原票に記載されている情報が実態と乖離していても、修正することができないケースが見られる。
- よって、市町村においては、各種行政サービスを提供するために、事実上外国人登録制度に基づく外国人登録原票をその名簿として活用するに際して、各種行政事務の処理上、問題が生じている。
- また、現在、外国人住民に関する情報は入管法及び外登法により法務省と市町村で二元的に把握しているが、法務省との情報の連携が十分に行われていないため、例えば、外国人住民の出国情報について郵送で送られタイムラグが生じたり、在留資格の変更・在留期間の更新といった情報についても、外国人住民が改めて市町村に変更登録申請しない場合には、当該外国人住民の住所地市町村において把握することができないといった問題がある。その上、当該外国人住民は法務省（地方入国管理局等）とは別に市町村の窓口にも出向かなければならず、外国人住民の負担を生じさせている。

図 1-3-1



#### 4 新たな在留管理制度の検討状況

- ・ 新たな在留管理制度に関して、法務省から説明のあった検討状況は次のとおりである。

##### (1) 新たな在留管理制度（特別永住者を除く。）

- ・ 法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握し、的確な在留管理を行うため、外国人登録制度の新入国管理制度への集約等を検討している。
- ・ 具体的には、「新たな在留管理制度に関する提言」（平成20年3月。第5次出入国管理政策懇談会から法務大臣へ提出）を踏まえつつ、①上陸許可等各種許可に伴う在留カードの交付、②外国人から法務大臣への在留期間の途中における変更事項の届出、③外国人の留学先、研修先等から法務大臣への情報提供を行うこと等につき検討してきている。なお、市町村においては、在留外国人の住居地に係る届出及びそれに伴う在留カードへの記載について、法定受託事務として窓口事務（経由事務）を担うこととなる。

##### (2) 特別永住者について

- ・ 特別永住者については、現行の特別永住許可、外国人登録の事務等において、正確な情報把握の観点から大きな問題があるとの特段の指摘がなされていないことから、法務省において、新たな規制強化につながることを念頭に置きつつ、現行の特別永住許可等に係る制度を実質的に維持する方向で、特別永住者に係る制度改正の検討が進められてきている。
- ・ 具体的には、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）に基づく従来の出生等に伴う特別永住許可の事務については、新たな制度下においても、法務省と市町村の役割は変わることはなく、市町村において、法定受託事務として申請、交付等の窓口事務（経由事務）を担うこととなる。また、(1)と同様に、特別永住者の住居地に係る届出事務についても法定受託事務として窓口事務（経由事務）を担うこととなる。一方、現行の外国人登録証明書と同様の証明書（第二章Ⅱ1③参照）を交付することとなった場合には、新たな規制強化につながらないように、市町村が当該証明書の交付等に係る窓口事務（経由事務）を担う方向で検討が進められてきている。

## 5 本制度の検討の方向性

- 外国人登録制度が新入国管理制度に集約され、外国人登録事務がなくなることに伴い、市町村が基礎的行政サービスを提供するための基盤としての外国人住民の居住関係を把握する制度が必要であるという視点から、住民基本台帳制度を参考に外国人住民に係る台帳制度を設計していく必要がある。
- これに加え、従来、外国人住民については、各種行政事務に関する住所の変更等について別々の届出が必要とされていたことを踏まえ、国民健康保険や国民年金などの外国人住民に係る各種行政事務に関する手続のワンストップ化（届出の共通化）を図るとともに、市町村の現場においても、外国人住民に係る台帳を各種行政サービスに活用できるようにしていくこととする観点からの制度設計が不可欠と考えられる。
- さらに、外国人住民に係る台帳を利用して義務教育年齢にある外国人児童への適切な就学案内を推進するなど、関係省庁が、今般整備される外国人住民に係る台帳制度を活用し、各種施策を推進することが必要であると考えられる。
- 上述のようにして、外国人住民の地域社会における居住環境が改善されることで、外国人住民にとっても住みやすい社会が整備されることが大いに期待される。

## 第二章 外国人住民に係る台帳制度

### I 外国人住民に係る台帳制度のねらい

- ・ 近年、多くの外国人が様々な目的を持って本邦に在留するようになってきていること等を背景に、市町村において外国人を登録する外国人登録制度を抜本的に見直し、法務大臣が在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度の構築が検討されている。これにより、外国人登録制度が新入国管理制度に集約されることに伴い、市町村において、日本人と同様に、住民行政に利用される外国人住民の基本的な情報を正確に把握するための制度が必要となっていることから、外国人住民に係る台帳制度を整備する。
- ・ 本制度は、住民基本台帳制度を参考として、すべての市町村が外国人住民の正確な情報を把握し、住民行政の基礎とするための制度であり、市町村において外国人住民に係る台帳を編成・管理するとともに、当該台帳への記録のための転出・転入の届出などを制度化することをその内容としている。
- ・ したがって、外国人住民の居住関係の公証など住民に関する事務処理の基礎とするとともに、外国人住民の市町村窓口における届出の簡素化や外国人住民に係る適正かつ統一的な記録の管理を図るため、市町村の自治事務として本制度を整備することをその目的とする。
- ・ そして、本制度において、外国人住民への記載事項証明書などの交付や、市町村の各種行政事務に関する届出との連携を行うことにより、外国人住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するようにする。

## Ⅱ 外国人住民に係る台帳制度の基本的事項

### 1 対象者

- ・ 規制改革推進3か年計画においては、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人である住民に係る台帳制度を整備することとしている。
- ・ こうした政府の方針を踏まえ、適法に在留している外国人として本制度の対象となる者は、次の者が適当である。
- ・ なお、この趣旨を踏まえ、法務大臣は、本制度の対象となっていたが、在留期間を経過し本制度の対象外となった者について、市町村に対しその旨を通知することとする。

#### ① 在留カード交付対象者

- ・ 在留管理制度の見直しにより、3月を超えた在留期間を決定された外国人に対しては、本人の氏名、生年月日、性別、国籍等、在留期間、在留資格などの身分関係を証明する在留カードが、空海港などにおいて法務省から交付されることが予定されている。当該カードを所持する者について、適法に在留していることや身分事項等を確認したうえで、外国人住民に係る台帳に記録することとする。
- ・ 一方、短期滞在者については、在留期間が90日以下と短期間の滞在であるため、主な行政サービスの対象とならないことや、法務省から身分関係を証明する在留カードが発行されない予定であり、市町村において身分関係を把握することが困難であることを踏まえ、本制度の対象外とする。
- ・ なお、居住関係の公証を行うという本制度の趣旨を踏まえ、住所については市町村において認定することから、市町村においては、外国人住民に係る台帳への記録と併せて、空海港などで交付された在留カードの住居地欄を記載する法定受託事務を担うことで、入管法上の届出をする外国人の負担を軽減することとする。

#### ② 出生してから60日以内の者

- ・ 外国人が日本において出生したことにより在留する場合、60日を限り、在留資格を有することなく本邦に在留することができる。これは、出生した者について、直ちに在留資格をもって本邦に在留することを義務付けることは、母子の事情をかんがみると、事実上困難であることから、在留資格の取得（新たな在留管理制度においては在留カードの交付を含む。）の猶予期間を設けているものである。

- ・ しかしながら、児童手当や国民健康保険など、出生してから60日以内の者についても、各種行政サービスの対象となる可能性が高いことや、出生したことに伴う世帯構成員であることの証明が必要となる場合が想定されること、戸籍法（昭和22年法律第224号）上は、外国人であっても本邦で出生した場合に出生の届出が義務付けられていること等を考慮すると、当該届出をした者については対象とする。

### ③ 特別永住者

- ・ 特別永住者については、①入管特例法に基づき適法に本邦に在留（永住）できる資格を有していること、②これまで外国人登録制度の対象となっていたことを考慮し、本制度の対象とする。
- ・ この場合、特別永住者の台帳への記録に際し、その身分事項をどのように確認するのかが課題となるが、この点に関し、法務省から、①特別永住者については、現行の外国人登録証明書が、金融機関や携帯音声通信事業者による本人確認の場面等において重要な役割を果たしてきていることにかんがみ、新たな制度下においても、引き続き同様の証明書を交付する方向で検討している、②当該証明書を交付することとした場合、その記載事項については、上記本人確認の具体的な場面等をも視野に入れつつ、顔写真に加え、基本的な身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍等）や住居地を記載する方向で検討している旨の説明があった。
- ・ 市町村においては、当該証明書に基づいて特別永住者の身分事項を確認し、外国人住民に係る台帳に記録することとするのが適当である。
- ・ なお、出生してから60日以内の者と同様に入管法上在留資格取得の猶予期間を設けられている国籍離脱者については、在留資格を取得した後（在留カードが交付された後に）、外国人住民に係る台帳へ記録をすることとした場合であっても、在留資格取得申請手続について、本人の計画的準備が可能であり、当該台帳に記録されるまでの期間を極力短縮することができる。したがって、本来の入管法上の手続を行った後に、当該台帳に記録することが適当である。
- ・ また、難民の可能性があり、一時的な上陸、在留を許可された一時庇護上陸許可者、仮滞在許可者については、上陸後に本邦において生活する場所も国の施設や指定された地域に限定され、また、現行でも主な行政サービスの対象となっていない。したがって、これらの者については、法務大臣から本来有すべき在留資格の許可を受けた後に（在留カードが交付された後に）、当該台帳へ記録することが適当である。なお、本懇談会の検討の範囲外ではあるが、この許可がなされるまでの間についても、国際的な動向に配慮しつつ、国として行うべき行政サービスについて検討をする必要があるとの指摘があった。

## 2 住所

- ・ 民法（明治29年法律第89号）など制度によっては、生活の本拠たる住所は一つに限定されず、複数存在することがあり得るが、本制度においては、住民基本台帳制度と同様に、福祉保健サービスの受給や税負担などについての重複を避ける必要がある。したがって、市町村と外国人住民との権利義務関係を一義的に定めるため、住所については一カ所に定めることとする。
- ・ この場合、海外に家族を残して来日しているケースなど、海外においても生活の本拠を有しているケースも想定される。しかし、本制度における住所については、国内における権利義務関係を一義的に定めるものであることから、国内の住所について、その存否や位置を認定する必要がある。そこで、国内における生活の本拠を住所としてとらえることとする。

## 3 作成等

- ・ 本制度を整備することにより、市町村が各種行政サービスや外国人住民の居住関係の公証に活用できるようにするためには、児童手当や国民健康保険など現行の制度に対応できるよう、世帯情報の把握が必要不可欠となっている。このため、住民基本台帳制度と同様に、原則として、個人を単位とする外国人住民票を作成し、世帯毎に編成することとする。
- ・ また、現在、市町村において使用されている外国人登録原票は紙で管理されており、保管場所の確保といった手間や管理コストなどが必要となるという課題を踏まえ、住民基本台帳制度と同様に、磁気ディスク等によって当該外国人住民票を作成することができるようにすることで、市町村における事務処理の簡素化・効率化を図ることができる。

## 4 法定記載事項

### (1) 住民基本台帳制度との比較検討

- ・ 各種行政サービスにおける事務処理を行う上で利用される項目については、本制度における法定記載事項とすべきである一方で、市町村が公証するに足りる正確性を確保できる事項であるとともに、必要以上に市町村が個人情報保有することがないようにすべきとの考え方もある。そこで、現場の市町村において、各種行政サービスを提供していく上で共通的に確認する必要があるとともに、事務を行う上で必要最低限の事項を選別していく必要がある。
- ・ 住民基本台帳制度において住民票に記載される事項のうち、戸籍の表示のように日本人であることを前提としたものや、国民健康保険や国民年金など各個別法との連携を図るものを除くと、すべて外国人についても日本人と同様に各種行政サービスへの活用に際して必要となる。具体的には、氏名、生年月日、性別、世帯情報、住民となった年月日、住所等、届出の年月日及び従前の住所等が挙げられる。



- ・ なお、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）などの個別法と連携する事項については、外国人についても日本人と同様に取り扱うべきであり、記載事項とすべきである。

## （２）外国人登録制度との比較検討

- ・ 外国人であることに起因して、市町村において、適法に在留することや在留の資格などの確認が必要となる事項については、外国人登録制度の登録事項を参考に、市町村の事務現場において、各種行政サービスの提供に際し、確認事項として活用しているものを本制度の記載事項とすることとする。具体的には、在留の資格、在留期間、在留カード番号などが挙げられる。
- ・ また、外国人住民が死亡した場合などにおいて、駐日外国公館へ連絡を行う必要がある場面や外国人住民と連絡をとる際の言語の選択といった実務的な場面が想定されることから、国籍等についても、市町村において把握しておく必要がある。
- ・ なお、長期間にわたって本邦で生活してきた外国人については、日常生活において、本名とは別に日本式の名前、いわゆる通称名を用いている者も多いことから、現行の外国人登録制度においては、外国人登録原票の氏名欄に、本名を登録上の氏名とした上で、本人の希望により通称名をカッコ書きして記入する運用がなされている。
- ・ この通称名については、①社会生活上の個人を特定・識別する効用があること、②外国人の社会生活上の利便性があることなどを踏まえ、現行の外国人登録制度において運用上認めてきた経緯を考慮すると、本人の希望がある場合には、本制度においても、本名のほか通称名を記載することを運用上認めていくことが適当である。ただし、現行の外国人登録制度と同様、本邦における使用実態がある場合や、通称名を有する外国人の子として出生した場合、日系人の氏名の日本式氏名部分を登録する場合等の一定の条件に限ることが必要である。

### Ⅲ 外国人住民に係る台帳制度の仕組み

#### 1 外国人住民票の修正など

- 現行の外国人登録制度においては、登録の正確性を確保するため、本人が自ら身分関係及び居住関係について登録申請をすることが適当であるとして、本人申請主義をとっており、市町村長は、住民基本台帳制度において認められているような、調査権の随時行使や職権による記載事項の修正などを行うことができない。これにより、市町村が保管する外国人登録原票上の外国人住民の住所が実態と乖離しているケースが多く見られ、事務処理を行う際に支障が生じている。
- また、外国人住民票の記載事項については、正確性を確保できるようにするため、法務省において、当該住民に係る出国や在留期間の更新、不法残留となったことなどにより変更が生じる場合には、市町村長に対し、その事項を通知して、市町村長の職権による修正、削除などを可能としておくことが正確な情報の把握に資する。
- これらを踏まえ、外国人住民の住所が実態と乖離している場合において、定期や任意の実態調査などを通じて正しい住所が把握できたときや、法務省から外国人住民票の記載事項について変更の通知を受けたときには、市町村長の職権により当該外国人住民票の修正、削除などができることとする。

#### 2 行政機関間の通知

- 行政機関に対して、在留期間の更新申請や戸籍法上の届出などを外国人住民が行った場合に、法務省や届出市町村と外国人住民に係る台帳を整備する市町村との間といった行政機関間で在留期間の更新許可や届出等の内容を通知することで、外国人住民が何度も行政機関の窓口に向いて手続を行う手間を簡素化することができる。このことは、外国人住民の利便を増進するとともに、届出内容を当該台帳に反映することで、当該台帳の記録の正確性を確保することができる。
- そこで、「1 外国人住民票の修正など」に記述したとおり、外国人住民票の記載事項について、①法務大臣が保管する外国人住民の記録を変更した場合には、速やかに、当該外国人住民の住所地市町村長に対して変更内容を通知することや、②市町村長が当該市町村の住民以外の者について、死亡届など戸籍法上の届出の受理等をした場合で、当該外国人住民の住所地において外国人住民票の修正などをすべきときは、当該外国人住民の住所地市町村長に通知すること、③外国人住民の転出・転入に伴う市町村間での外国人住民票の記載事項の通知をすること等に係る仕組みを構築することとする。

- ・ なお、法務省と市町村、市町村間での情報のやりとりについては、行政の合理化の観点から、電子的な方法によることが適当であり、市町村間での情報のやりとりを適切に処理するためにも、使用できる文字等の範囲については、限定することが適当である。具体的には、市町村が共通して有する文字データベースである住民基本台帳システムで用いる統一文字を原則とし、新たな外字を市町村で作成しないことが適当である。

### 3 公証制度（閲覧、交付）

- ・ 外国人登録制度は、在留外国人の公正な管理を目的とした制度であることから、外国人登録原票は原則として非開示である。しかし、本制度においては、外国人住民の日常生活上の必要性を踏まえ、住民基本台帳制度と同様に、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するようにするため、公証制度が必要と考えられる。
- ・ 具体的には、外国人住民票に記載されている事項の証明書などの交付や、一定の区域・地域に住んでいる者の確認等のための、外国人住民に係る台帳の氏名、生年月日、性別、住所の記録の閲覧が考えられる。

#### (1) 閲覧

- ・ 国及び地方公共団体において、住民基本台帳の閲覧により、得た情報を政策立案などに活用していることや、守秘義務など個人情報保護の徹底が公務員に対して図られていることなどを考慮すると、国又は地方公共団体による外国人住民に係る台帳の閲覧制度を設ける必要がある。そこで、住民基本台帳制度と同様に、法令で定める事務の遂行のために必要である場合において、個人情報保護の要請から、必要最低限である氏名、生年月日、性別、住所の4つの情報について、閲覧を認めることとする。
- ・ また、個人又は法人による閲覧については、
  - ① 外国人であっても各種行政サービスを日本人と同様に享受することや、本制度は住民基本台帳制度と同様に居住関係を公証する制度であることを踏まえ、閲覧制度については住民基本台帳制度と同様とするという考え方と
  - ② 外国人については、静謐に地域社会での生活を営む環境の確保など個人情報保護の要請を踏まえ、総務大臣が定める基準に照らして、公益性が高いと認められる調査研究に限定し、かつ、個人や地域が特定されないよう一定規模以上の調査に限定するなどの基準を策定して運用するなど、住民基本台帳制度よりも限定するという考え方の二通りが考えられる。

ただし、いずれの考え方に立った場合であっても、住民基本台帳制度と同様に、対象となる事項は、必要最低限の氏名、生年月日、性別、住所の4情報とすることが適当である。

**【考え方1】（閲覧を認める場合を住民基本台帳制度と同様とする）**

○ 要件

- ① 総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められる調査研究（統計調査、世論調査、学術研究等）を行うための申出
- ② 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施のための申出
- ③ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のための申出

であり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合

○ 事項

- ・ 氏名、生年月日、性別、住所の4情報

**【考え方2】（閲覧を認める場合を住民基本台帳制度よりも限定する）**

○ 要件

- ・ 総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められる調査研究（統計調査、世論調査、学術研究等）を行うために申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合

○ 事項

- ・ 氏名、生年月日、性別、住所の4情報

**(2) 交付**

- ・ 閲覧とは異なり、不特定多数の情報を入手することとはならないため、住民基本台帳制度と同様の要件に基づいて、外国人住民票に記載されている事項の証明書などを交付することが適当である。

- ・ 本制度においては、住民基本台帳制度と同様に、交付に際し次のことを要件とすることとする。

- ① 本人等による請求として、自己又は自己と同一世帯の者に係る外国人住民票の記載事項証明書などの交付を可能とし、この際、世帯情報など記載事項の一部を省略することを可能とする。
- ② 国又は地方公共団体による請求として、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、外国人住民票の記載事項証明書などの交付を可能とし、この際、世帯情報など記載事項の一部を省略することを可能とする。
- ③ 第三者による申出として、
  - a 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために外国人住民票の記載事項を確認する必要がある者
  - b 国又は地方公共団体に提出する必要がある者
  - c a、bのほか、外国人住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

からの申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合にあっては、基礎証明事項（氏名、生年月日、性別、住民となった年月日、住所等、届出の年月日及び従前の住所）を基本に外国人住民票の記載事項証明書などの交付を可能とする。

#### 4 複数国籍世帯

- ・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（以下「複数国籍世帯」という。）について、住民基本台帳制度においては、日本人の住民票の備考欄に任意で外国人の世帯構成員を記載するのみである。また、外国人登録制度においても、世帯主が外国人である場合にのみ、当該世帯主の外国人登録原票に、国籍の如何を問わず全ての世帯構成員の氏名と続柄を記載することとされており、当該外国人が世帯主でない場合においては、本邦にある父母及び配偶者のみ記載している。
- ・ このため、現行制度においては、各種行政サービスを提供する上で、世帯や構成員について正確な把握ができず、適切なサービス提供に支障が生じている。さらに、申請・届出や記載事項証明書などの交付といった場面で別々の手続が行われるなど事務が複雑化しているなどの問題も生じている。そこで、外国人住民の負担の軽減と市町村事務の合理化、正確性の確保のため、転入などに際し、同一の届出書で行えるようにし、また、複数国籍世帯であっても、世帯構成員全員に係る住民票記載事項証明書などを一覽で交付できるようにすることとする。

#### 5 届出

- ・ 現行の外国人登録制度においては、外国人住民の転出に伴う転出届が制度化されていないため、外国人住民が転出した後も、転出元市町村において児童手当など各種行政サービスが継続的に提供されるなどの問題が発生しており、適切な行政事務の遂行という観点から、日本人と同様に転出届の制度化が必要である。
- ・ また、本制度が居住関係の公証制度であることや、各種行政サービスに活用される基礎となる外国人住民の公簿のための制度であることを踏まえ、住所、世帯情報などについて変更があった場合には、外国人住民自らの届出を義務付けることで情報の正確性を確保していく必要がある。
- ・ このため、住民基本台帳制度と同様に、①新たに市町村の区域内に住所を定めた場合に必要とされる転入届、②同一市町村の区域内で住所を変更する場合に必要とされる転居届、③市町村の区域外へ住所を移す場合（国外への転出の場合を含む。）に必要とされる転出届及び転出届に伴って転入時に必要となる転出証明書（国外への転出の場合は除く。）の交付、④世帯・世帯主・世帯主との続柄に変更がある場合に必要とされる世帯変更届を制度化する。
- ・ また、本制度は、世帯の概念を取り入れ、外国人住民票を世帯単位で編成している上、實際上、外国人住民が日本人同様世帯単位で住所を移すことも多く見られる。したがって、世帯構成員の利便性等も考慮し、住民基本台帳制度と同様に、世帯主が世帯員に代わって届出をすることができることとし、また一方で、世帯員が届出をすることができないときには、情報の正確性の確保のため、世帯主が世帯員に代わって届出をしなければならないこととする。

## IV その他

### 1 都道府県等の役割

- ①都道府県においても、積極的に外国人住民に対する施策の検討を行うに際し、各都道府県内における外国人住民の生活の状況や変化について把握しておくことが必要であるとの要望があり、また、②国においても、外国人住民に係る統計データへのニーズなどが存在することを踏まえ、国及び都道府県が、市町村から、外国人住民に係る台帳に記録されている事項について、統計的なデータを入手できるようにしておくこととする。
- また、住所の認定については、市町村間で協議が整わないときや制度運用などの場面において、都道府県等が市町村を支援することが必要となることから、必要な制度を設けておくこととする。

### 2 総務大臣と法務大臣の連携

- 本制度においては、①対象となる者を、入管法に基づき本邦に在留することを許可された適法に在留する外国人のうち在留カードの交付対象者としているため、法務省と密接な情報の連携を前提にしており、また、②外国人住民が戸籍法上の届出を行った場合には、当該届出内容を外国人住民に係る台帳に反映することとしているなど、法務省との連携が不可欠である。
- そこで、当該台帳に記載される事項については、法務大臣から市町村長への通知を行うことや法務省と市町村の間の電気通信回線による情報のやりとりをすること、死亡届など戸籍法上の届出の受理地市町村から住所地市町村に通知することをはじめとして、両省は制度運営に当たって、真摯にかつ適切に協力し、共同して事務を行っていくべきである。

### 3 施行の時期

- 本制度への移行に際し、市町村は、外国人登録原票に登録されている事項を外国人住民票に移行した上で、外国人住民票の記載事項の正確性を確保する必要がある。そこで、在留の資格、在留期間等の身分関係情報については、法務省の保管する記録との突合を行うとともに、外国人住民等に対して、郵送による住所確認作業や実態調査等を行うことが適当である。
- また、施行に際しては、すべての市町村において情報伝達を電子的に行うシステムを導入するため、十分な期間を確保する必要がある。具体的な工程としては、国において市町村の実態調査及び技術的・専門的な見地から標準様式やモデルについて1年程度検討した上で、こうした様式に従って、市町村においてはシステム的设计に1年程度、システム調達及び試験運用といった作業に1年程度の合計3年程度は公布から施行までの期間として必要となるとの事務現場の意見が多かった。

- ・ 本制度を早期に導入して、外国人住民の利便を増進する必要はあるものの、外国人住民の居住関係を公証する制度であることから、現場での混乱、誤りは極力避ける必要がある。このため、市町村の窓口現場及び市町村の予算スケジュールを考慮した公布後3年程度の期間を設けた後の施行とすることが適当である。

#### **4 周知**

- ・ 本制度への移行に当たっては、市町村の窓口での混乱が予想されるため、在外日本公館、空海港、地方入国管理局など国も含めた外国人への制度の周知・啓発を積極的に行うべきである。

#### **5 代理・使者**

- ・ 住民基本台帳制度と同様に、任意代理・法定代理・使者による届出等を認めることで、外国人住民の利便を増進し、さらに、情報の正確性を確保することにもつながる。したがって、住民基本台帳制度と同様にこれらを認めることが適当である。

#### **6 印鑑登録証明事務**

- ・ 現行の外国人登録制度においては、滞在期間が90日を超えない短期滞在者についても、本人からの申請があれば登録することができることとされており、登録された者は、外国人登録原票に記載されていることから、印鑑登録をすることができる。
- ・ 一方、本制度においては、短期滞在者は外国人住民に係る台帳に記録されないことから、こうした短期滞在者に対して印鑑登録証明書の交付ができなくなるとの懸念がある。
- ・ しかしながら、不動産登記、自動車登録などの各種手続において、印鑑登録証明書の代わりに、母国の公証人等及び駐日外国公館より発行されるサイン証明書を使用することができることから、短期滞在者においては、サイン証明書により従来の印鑑登録証明書を代替させることができる。

## 第三章 まとめ

前章の制度検討における論点について、考え方を整理すると次のとおりである。

### **I 外国人住民に係る台帳制度のねらい**

外国人住民に係る台帳制度を定め、居住関係の公証など住民行政の事務処理の基礎とするとともに、住民に係る届出等の簡素化及び住民に関する記録の適正かつ統一的な管理を図ることで、外国人住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを旨とする。

### **II 外国人住民に係る台帳制度の基本的事項**

#### **1 対象者**

- ① 入管法に基づき本邦に在留することを許可されている在留カード交付対象者
  - ② 出生してから60日以内の者のうち戸籍法上の出生の届出のあった者
  - ③ 特別永住者
- について外国人住民票を作成する。

#### **2 住所**

- ・ 国内における生活の本拠を住所とする。

#### **3 作成等**

- ・ 各市町村において外国人住民に係る台帳を備え、外国人住民につき必要な事項を記録する。
- ・ 原則、個人を単位とする外国人住民票を作成し、世帯毎に編成する。
- ・ 外国人住民票を磁気ディスク等により作成することを可能とする。

#### **4 法定記載事項**

##### **【住民基本台帳制度と同様の記載事項】**

- ・ 氏名、生年月日、性別、世帯情報、住民となった年月日、住所等、届出の年月日及び従前の住所等
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、米穀の配給に関する事項

##### **【外国人住民に係る台帳制度特有の記載事項】**

- ・ 国籍等、在留の資格、在留期間、在留カード番号など
- ※ 通称名については、外国人住民の社会生活上の利便性の観点などを踏まえ、本人の希望により、本名のほかに記載することを行政運用上可能とする。



### Ⅲ 外国人住民に係る台帳制度の仕組み

#### 1 外国人住民票の修正など

- ・ 出国や在留期間更新などの際の法務大臣からの通知や市町村の実態調査などに基づく、職権による修正などを可能とする。

#### 2 行政機関間の通知

- ・ 法務大臣が保管する外国人住民の記録（在留期間等）を変更した場合において、外国人住民票の修正などをすべきときは、法務大臣から市町村長に通知する。
- ・ 市町村長が当該市町村の住民以外の者について死亡届など戸籍法上の届出の受理等をした場合で、当該外国人住民の住所地で外国人住民票の修正などをすべきときは、当該外国人住民の住所地市町村長に通知する。

#### 3 公証制度（閲覧、交付）

##### （1）閲覧（住民基本台帳制度と同様とする案又は限定する案）

###### ① 国又は地方公共団体による請求

【要件】 法令で定める事務の遂行のために必要である場合

【事項】 氏名、生年月日、性別、住所

###### ② 個人又は法人による申出

###### <案1>（閲覧を認める場合を住民基本台帳制度と同様とする）

【要件】 ア 総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められる調査研究（統計調査、世論調査、学術研究等）を行うための申出

イ 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施のための申出

ウ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のための申出

であり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合

【事項】 氏名、生年月日、性別、住所

###### <案2>（閲覧を認める場合を住民基本台帳制度よりも限定する）

【要件】 総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められる調査研究（統計調査、世論調査、学術研究等）を行うために申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合

【事項】 氏名、生年月日、性別、住所

※ 世論調査・学術研究等については、一定以上の規模の調査に閲覧を限定し、個人や地域が特定されないよう配慮した基準を提示する。

## (2) 交付（住民基本台帳制度と同様）

### ① 本人等による請求

【事項】 自己又は自己と同一世帯の者に係る外国人住民票の記載事項証明書など（世帯情報などの省略も可能）

### ② 国又は地方公共団体による請求

【要件】 法令で定める事務の遂行のために必要である場合

【事項】 外国人住民票の記載事項証明書など（世帯情報などの省略も可能）

### ③ 第三者による申出

【要件】 a 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために外国人住民票の記載事項を確認する必要がある者  
b 国又は地方公共団体に提出する必要がある者  
c a、bのほか、外国人住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

からの申出があり、かつ市町村長が相当と認める場合

【事項】 外国人住民票の記載事項証明書など（基礎証明事項（氏名、生年月日、性別、住民となった年月日、住所等、届出の年月日及び従前の住所）が基本）

## 4 複数国籍世帯

- ・ 複数国籍世帯の世帯構成員である日本人及び外国人について、同一の届出書で届出をすることで世帯構成員全員を正確に把握するとともに、当該世帯構成員全員に係る住民票記載事項証明書などの交付を請求できるようにする。

## 5 届出

- ・ 住民基本台帳制度と同様に、転入届、転居届、転出届及び世帯変更届を制度化し、外国人住民自らの届出を義務付ける。

### ※ 世帯主による届出

- ① 世帯員に代わって、本法の規定による届出をすることができることとする。
- ② 世帯員が届出をすることができないときは、世帯員に代わって届出をしなければならないこととする。

## **IV その他**

### **1 都道府県等の役割**

- ・ 国又は都道府県は、市町村に対して、外国人住民に係る台帳に記録されている事項に関し資料の提供を求めることができることとする。
- ・ 市町村に対し、国又は都道府県より必要な指導、助言、勧告等を行う。
- ・ 住所の認定について関係市町村長の意見が異なり、協議が整わないときは、都道府県等により決定する。

### **2 総務大臣と法務大臣の連携**

- ・ 外国人住民票の修正などのための法務大臣から市町村長への通知、死亡届など戸籍法上の届出に伴う市町村間の通知、法務省と市町村との間の電気通信回線による情報のやりとりなどが円滑に行われるよう、両省が共同して事務を行う。

### **3 施行の時期**

- ・ 公布後、3年程度の後に施行する。
- ※ 施行まで早期に対応すべきであるが、外国人住民の居住関係を公証する制度であることから、外国人住民票の記載事項の確認や、市町村におけるシステム構築スケジュールへの配慮が必要である。

### **4 代理・使者**

- ・ 外国人住民の利便性を考慮し、住民基本台帳制度と同様に、任意代理・法定代理・使者による届出等を認める。



# 参 考 资 料

## 外国人台帳制度に関する懇談会運営要綱

### 1. 趣旨

市町村において、在留外国人の正確な情報を把握し、住民行政の基礎とするため、適法な在留外国人の台帳制度を企画し設計するに際し、必要な検討を行う。

### 2. 名称

本会合の名称は、「外国人台帳制度に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）とする。

### 3. 検討内容

懇談会における検討内容は、次のとおりとする。

- ・台帳の記載事項
- ・台帳と各種行政サービスとの連携
- ・外国人に係る基本的な情報の正確な把握の方法 等

### 4. 構成

- (1) 懇談会は、別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 懇談会に、座長 1 名を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 懇談会に幹事を置く。幹事は別紙のとおりとする。

### 5. 議事

- (1) 懇談会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

### 6. その他

- (1) 総務省自治行政局市町村課外国人台帳制度企画室で事務を行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。

## 外国人台帳制度に関する懇談会名簿

### (構 成 員)

	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	坂井 嘉巳	美濃加茂市経営企画部多文化共生室長
	竹腰 誠司	(財)地方自治情報センター上席マネージャ
	中西 章二	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室長
	長岡 俊輝	大阪市生野区住民情報担当課長
	日高 泉	港区芝地区総合支所暮らし応援課長
座 長	藤原 静雄	筑波大学法科大学院教授
	細越 正明	千代田区区民生活部総合窓口課長
	山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授
	吉岡 勇一郎	埼玉県宮代町町民生活課長

(敬称略・五十音順)

### (オブザーバー)

	厚地 弘毅	全国知事会国際部長事務取扱 (事務局次長)
	杉田 憲正	全国市長会行政部長
	久保 雅	全国町村会行政部長

### (幹 事)

	江畑 賢治	総務省自治行政局市町村課長 (～平成20年10月21日)
	丸山 淑夫	同 上 (平成20年11月1日～)
	木村 俊介	総務省自治行政局市町村課外国人台帳制度企画室長 (～平成20年9月30日)
	池本 武広	同 上 (平成20年10月1日～)
	植松 浩二	総務省自治行政局自治政策課国際室長
	高岡 望	法務省入国管理局登録管理官 (～平成20年8月10日)
	千葉 明	同 上 (平成20年8月11日～)

## 外国人台帳制度に関する懇談会開催状況

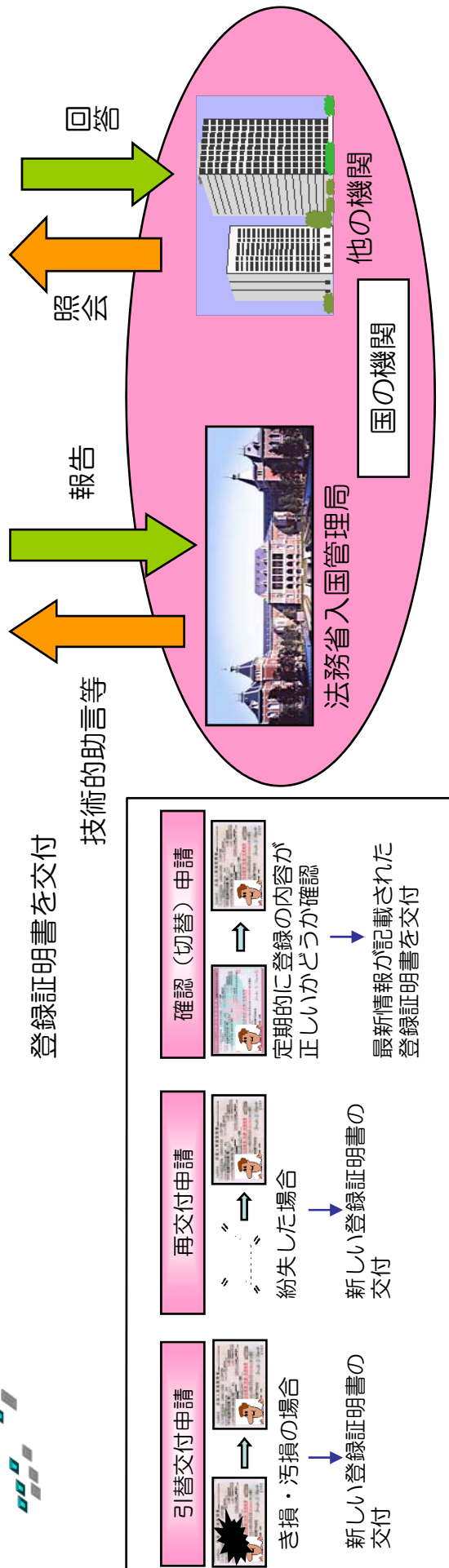
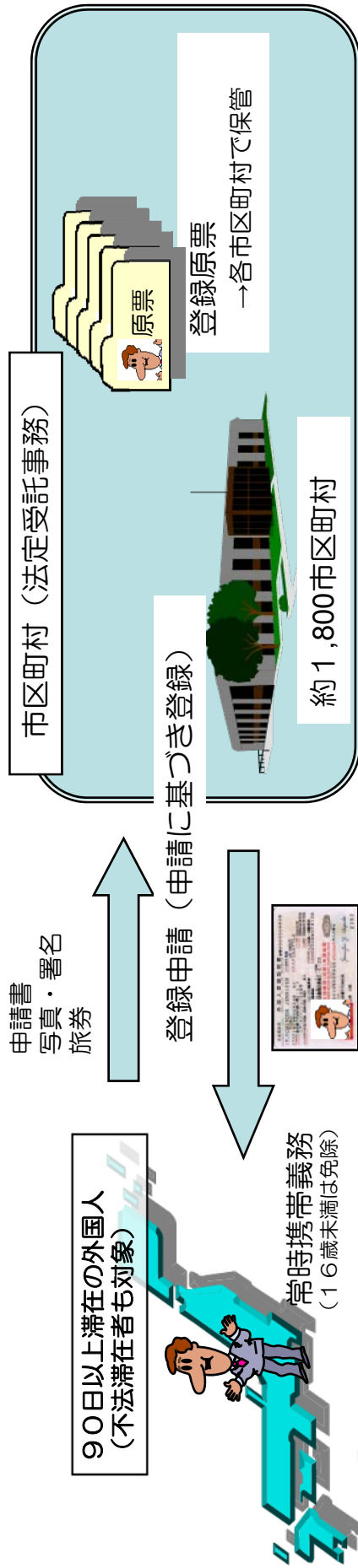
- 第1回 平成20年 4月17日  
「現行の制度について 等」
- 第2回 平成20年 5月19日  
「地方公共団体からのヒアリング 等」
- 第3回 平成20年 6月16日  
「外国人有識者からのヒアリング 等」
- 第4回 平成20年 6月30日  
「対象とする外国人の範囲について 等」
- 第5回 平成20年 7月17日  
「情報の正確性の確保について 等」
- 第6回 平成20年 8月 5日  
「住所・住民概念について 等」
- 第7回 平成20年 9月22日  
「不法滞在者への対応について 等」
- 第8回 平成20年10月16日  
「移行措置について 等」
- 第9回 平成20年11月13日  
「懇談会報告書（素案）について」



# 外国人登録制度の現状について

## 【外国人登録の目的】

「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資すること」  
 (外国人登録法第1条)



## 住民基本台帳制度について

### 1. 目的

住民基本台帳法は、市町村（特別区を含む。）において、住民の居住関係の公証など住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

### 2. 対象者

日本国籍を有する住民

### 3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあつては区）町村（特別区を含む。）

### 4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

### 5. 住民票の記載と記載事項

#### (1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

#### (2) 主な記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 男女の別
- 住所
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 戸籍の表示
- 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 介護保険の被保険者の資格に関する事項（被保険者となった日等）
- 国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）
- 児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）
- 住民票コード

## 6. 住民票の正確性確保のための措置

住民票は、住民の居住関係等の公証制度であり、その記載事項の正確性の確保のために、次のような手続きがとられている。

### (1) 届出

転入届、転居届、転出届、世帯変更届 等

### (2) 調査

市町村長は、定期的に又は必要に応じて、随時、住民票の記載事項について調査を行う。

### (3) 市町村間の通知

転入届があった場合や戸籍に関する届出を受理した場合等には、市町村間において通知を行う。

## 7. 住民基本台帳を基礎として行う事務

住民基本台帳は、次に掲げる事務処理の基礎となっている。

- 国民健康保険
- 後期高齢者医療
- 介護保険
- 国民年金
- 児童手当
- 住民税
- 学齢簿
- 印鑑登録証明
- 予防接種
- 生活保護
- その他の保健・福祉サービス 等

## 8. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度

以下の場合に住民基本台帳の一部の写しの閲覧が認められる。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために必要がある場合
- (2) 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長が当該申出を相当と認める場合
  - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
  - ・ 公共的団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等

## 9. 住民票の写し等の交付

以下の場合の請求について住民票の写し等の交付が認められる。

- (1) 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
- (2) 国・地方公共団体の機関による請求
- (3) (1)(2)以外のものであって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由があるものによる請求（自己の権利行使や義務履行に必要な場合など）

## 10. 戸籍の附票

○本籍地の市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。これにより、本籍地で作成される戸籍と住所地で調製される住民票との間を連絡・媒介する。

### 11. 本人確認情報の処理及び利用等

- 氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を「本人確認情報」と定義している。
- 本人確認情報について、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から指定情報処理機関へ通知するものとされている。
- 都道府県知事又は指定情報処理機関から国の機関等へ、本人確認情報を提供するが、提供先となる国の機関等及び事務については法令で規定されている。都道府県知事が利用できる事務についても、法令又は条例で規定されている。

## 規制改革推進のための3か年計画（改定）（抄）

（平成20年3月25日  
閣議決定）

## 13 海外人材

### （1）外国人登録制度の見直し

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）に基づき、現行の外国人登録制度を、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編するに当たっては、その法目的を「規制改革推進のための3か年計画」の実現に向けたものとし、「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」とされた措置に向け、内閣官房の調整の下、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する。**【平成19年度措置】**

その上で、両省は、地方公共団体の意見を十分に考慮しつつ、適切かつ着実に当該台帳制度を整備する。**【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】**

## 「新たな在留管理制度に関する提言」の概要について

### 1 在留管理制度見直しのねらい

法務大臣が外国人の**在留管理に必要な情報を一元的、正確かつ継続的に把握する制度**を構築し、**的確な在留管理を行う**一方で、市区町村において整備される予定の**適法な在留外国人の台帳制度**により、地域における外国人住民に対する各種行政サービスの向上を図る。そして、これらの制度を通じて、外国人を支援する各種施策が講じられるなど、**外国人が生活しやすい温かい環境**が醸成されていくことで、**共生社会の実現を目指す**。

### 2 新たな在留管理制度（特別永住者等を除く）

法務大臣が外国人の在留状況をより正確に把握するため下記制度を構築する。

- ① 上陸許可等各種許可に伴う在留カード（仮称）の交付
- ② 外国人から法務大臣への在留期間の途中における変更事項の届出（居住地は市区町村を経由した届出）
- ③ 外国人の留・就学先、研修先等から法務大臣への情報提供
- ④ 関係行政機関における情報の相互照会・提供

### 3 適法な在留外国人の台帳制度の整備

市区町村において、住民基本台帳制度を参考とした適法な在留外国人の台帳制度を整備する。特別永住者も対象とすべきとされている。法務大臣は、必要な情報を提供し、協力する。

### 4 適法に在留する外国人の利便性の向上

出入国管理行政上、①**在留期間の上限の伸長（3年→5年）**、②**再入国許可制度の見直し**、③**取次申請手続の簡素化**といった施策を検討する。

そのほか、①**適法な在留外国人の台帳制度の整備による教育、医療、福祉等各種行政サービスの円滑な提供**、②**日本語教育の充実**、**就学促進等の外国人の子供の教育の充実**といった生活者としての外国人を支援する各種**施策の推進**などが期待される。

平成20年3月  
総務省・法務省

## 適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想

### はじめに

我が国に在留する外国人が年々増加していること等を踏まえ、政府は、外国人の在留管理に関するワーキングチームを設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を進め、平成19年7月3日には、法務大臣による外国人の在留情報の一元的把握、外国人住民に係る住民行政の基礎とするための、市町村における一定の外国人情報の保有、管理、利用等を内容とする検討結果が犯罪対策閣僚会議に報告されたところである。また、外国人登録制度の見直しについて、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、「外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編することとされ、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされた。また、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、平成19年度措置事項として、「総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する」とされたところである。

これを踏まえ、総務省及び法務省は、法務大臣による在留情報の一元的把握等を図るための新たな在留管理制度に対応し、市町村における適法な在留外国人の台帳制度（以下「本制度」という。）について共同で検討を進め、その基本構想を以下のとおりまとめた。

今後、市町村をはじめとする関係者からの意見を踏まえつつ、本制度の具体案を策定することとする。

### 1 本制度のねらい

現在、市町村における在留外国人の情報把握は外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づいて行われているが、新たな在留管理制度においては、我が国に在留する外国人の在留管理に必要な情報を法務大臣が一元的に把握する制度となることから、これに対応し、すべての市町村が在留外国人の正確な情報を

把握し、住民行政の基礎とするため、適法な在留外国人の台帳制度を整備しようとするものである。

## 2 対象となる外国人の範囲

不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置付けられないことから、本制度は、市町村の住民であって我が国に適法に在留する外国人を対象とすることを基本とする。具体的には、新たな在留管理制度との連携も考慮し、新たな在留管理制度において在留カードの交付対象となる外国人及び特別永住者を対象とすることとする。その際、外国人の住所について検討することとする。

なお、不法滞在者の取締等の対策は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）により適切に行われるものである。

## 3 行政サービスへの活用等

我が国に適法に在留する外国人に対しては、各種行政サービスが適切に提供されることが望ましく、そのためには、外国人住民に係る基本的な情報が必要である。したがって、外国人の氏名、住所、世帯等に係る必要な情報を台帳の記載事項とすることとする。また、事務処理の簡素化、効率化を図るため、台帳は磁気ディスク等をもって調製することができることとする。

我が国に在留する外国人の増加に伴い、いわゆる混合世帯の構成員の把握の必要性が指摘されていることを踏まえ、混合世帯の的確な把握のあり方について検討するとともに、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、外国人の個人情報保護の観点も含め、開示のあり方について検討することとする。

さらに、このような観点から整備される台帳を基礎として、各種行政サービスとの連携、例えば、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、教育といった、生活に身近な行政分野において台帳を活用するとともに、外国人の市町村への届出等の簡素化などについて検討する。

これらの取組みを通じ、外国人にとって生活しやすい環境の整備に向け、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる制度を目指していく。

## 4 情報の正確性を確保するための措置

適法な在留外国人に適切に各種行政サービスを提供するためには、外国人に係る基本的な情報を正確に把握することが必要である。

したがって、住民基本台帳制度と同様に、転入届とともに転出届等を制度化し、転出地市町村において転出情報を速やかに把握することを可能にする。



また、外国人本人の申請以外によっても台帳への記載等を行うことができるよう、市町村長による職権記載、調査権等を制度化し、市町村における外国人の居住実態に即した情報把握を可能にする。

さらに、法務大臣から市町村への情報提供を迅速かつ的確に行うことにより、新たな在留管理制度との連携を密にし、情報の正確性を確保することとする。

併せて、市町村間でも外国人に係る基本的な情報のやりとりを行うこととなるが、これらについて電子的に行う方策を検討する。また、戸籍に関する届出と本制度との連携も図る。

## 5 その他

その他、外国人登録原票に記載された情報の適法な在留外国人の台帳への移行など、新制度への円滑な移行のために必要な措置についても検討することとする。また、代理人の範囲及び届出義務者についても、住民基本台帳制度及び外国人登録制度を踏まえつつ、検討することとする。

都道府県の関与、罰則といった点についても、住民基本台帳制度を参考にするなどして適切に措置するとともに、本制度の円滑な運営のため、国による必要な財政措置を講じることについても検討することとする。

※ 新制度に係る名称は全て仮称である。

## 外国人台帳制度に関する懇談会 ヒアリング開催状況

- 地方公共団体からのヒアリング（5月19日）
  - ・ 静岡県
  - ・ 浜松市
  - ・ 豊川市
  - ・ 大阪市生野区
  
- 外国人有識者からのヒアリング（6月16日）
  - ・ 段 躍中 氏  
（日中交流研究所所長・日本僑報社編集長）
  - ・ 金 両基 氏  
（元静岡県立大学教授・評論家）
  - ・ 李 洙任 氏  
（龍谷大学経営学部教授）
  - ・ 田中 アルシデス・ヒデオ 氏  
（豊橋ブラジル協会会長・NPO法人日本ファミリー  
一育成協会理事長）

## ヒアリングにおける主な意見①（地方公共団体）

## 【静岡県一多文化共生推進協議会】

- 多文化共生社会の推進のためにも、都道府県に対する外国人データの情報提供等について検討する必要がある。
- 税や家賃の滞納整理を行うため、県による現住所、転出先住所の閲覧を可能にする必要がある。
- 住所を定める場合や変更する場合における、（罰則の強化や運用により）届出の実効性を担保する必要がある。
- 新制度の周知徹底に十分な時間を確保し、窓口で混乱が起きることがないよう余裕をもったスケジュールを考慮することが望ましい。
- 外国人台帳の新システムの開発・整備等に必要な費用について財政措置が必要である。
- 制度設計において実務を担う市町村の意見が十分反映されるようにすることが必要である。

## 【浜松市一外国人集住都市会議】

- 転出届の制度がなく、国民健康保険証を回収できないため、医療機関から市への過誤請求が発生している。
- 再入国許可を得て出国したが、長期にわたり再入国しない場合などにおいて、外国人登録上の居住地に居住していないことが確認できても、登録原票は閉鎖できないことから、外国人登録と居住実態が乖離している。情報の正確性を確保するためには、市町村による調査権や職権訂正・削除を可能とすることが必要である。また、再入国許可を得て出国する場合において、転出の届出を義務付けるのがよいと思う。
- 行政事務の複雑化、外国人への説明の煩雑さを招かないためにも、在留カード交付対象者と外国人台帳制度の対象者は一致させるべきであり、「短期滞在」、「在留の資格なし」は対象とすべきではない。
- 入国管理局から市町村への在留資格等の迅速な情報提供や照会・回答のために、入国管理局と市町村間のネットワーク化が必要である。

#### 【豊川市】

- 外国人に関して戸籍の届出（離婚等）があった場合でも、当該本人が外国人登録の変更申請をしない限り、世帯主の氏名、続柄などを変更することができない。
- 情報の正確性を確保するためには、混合世帯において異動が生じ、戸籍の届出があった場合などにおいて、職権で処理できることが望ましい。
- 外国人台帳制度の対象者の範囲については、世間への周知、制度の明確化という観点からも在留カード交付対象者の範囲と揃えるべきである。
- 行政サービスの提供を円滑に行えるよう、入国管理局から市町村に対し、在留資格、在留期間等の情報が迅速かつ正確に提供されるような体制作りが求められる。

#### 【大阪市生野区】

- 転出届の制度がなく、居住地の異動情報を速やかに把握できないため、保険の資格喪失処理が遅れ医療機関から区への過誤請求が生じている。
- 現行の外国人登録制度では戸籍に関する届出とのリンケージがないため、例えば、外国人が死亡した場合、居住地市町村以外で戸籍の届出（死亡の届出）があっても、その情報が居住地市町村に提供されず、登録原票の閉鎖ができないことがある。
- 「在留の資格なし」で外国人登録を行っている者の中には、毎年切替申請を行い、平穏に生活している者が存在していることに留意する必要がある。
- 当初は適法な在留資格を有し外国人台帳の対象であった者がオーバーステイ（不法残留）となった場合、直ちに外国人台帳から抹消し、行政サービスを停止することとすると、市町村の窓口で混乱が生じる可能性がある。
- 通称名については、外国人台帳制度においても引き続き記載する必要があると考えられるが、統一的な取扱いに欠ける印象があるので、同制度の導入に併せて統一的な取扱いをすべきである。
- 情報の正確性を確保するためには、入国管理局と市町村及び市町村間の連携をオンラインシステムで行うことが必要である。
- 混合世帯の把握の方法、転出・転入の届出の在り方、記載事項証明書の交付の方法について見直しが必要である。例えば、1枚の届出・請求で、日本人と外国人の両方の届出や記載事項証明書の交付ができれば望ましい。

## ヒアリングにおける主な意見②（有識者）

## 【段躍中 氏】

- 届出等の簡素化については、1回届出をしたら、その情報が他の部署でも活用されるよう、手続きの一本化が好ましい。
- 開示の在り方については、住民基本台帳制度と同様にし、通称名、国籍、在留資格、在留期間は閲覧させないこととすればよいのではないか。
- 外国人にとっても行政側にとってもやりやすいシステム構築が必要であり、手続きの一本化、合理化が望ましい。

## 【金両基 氏】

- 通称名を使用している在日コリアンは不幸な歴史遺産を背負わされた世界でも稀有なマイノリティーである。社会全体が本名の使用を抑制しているという差別性と通称名を使用する利便性によってアイデンティティの確立を妨げてきたという二律性を有している。これらを考慮すると、通称名は、当面必要であるが、差別に戦く社会環境を整備し将来的には廃止していくべきである。
- 開示の在り方については、国籍条項を除いて、住民基本台帳制度と同様が望ましい。また、閲覧制度の導入により、新たな差別が生じないようにする必要がある。
- 外国人台帳制度によって利便性が向上することは好ましいが、より管理されるという懸念が生じない制度を指針とした工夫が必要。
- 未来志向、共生時代、人権尊重の観点から、日本人と外国人が差別なく共生できる近未来の日本を見据えた未来志向の制度を目指していくべきである。

**【李洙任 氏】**

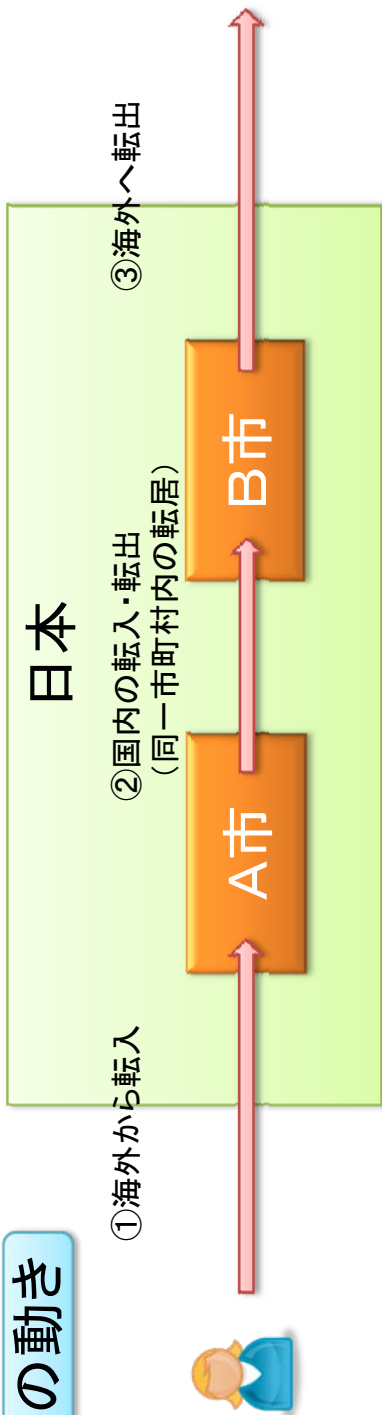
- 通称名は日常生活上及び仕事上不可欠であり、外国人台帳の記載項目とすべきである。
- 開示の在り方については、通称名を使って出自を隠している場合、開示制度によってその事実がわかるのであれば反対である。世論調査、学术研究などの目的であっても出自がわかることがあるのであれば反対である。
- 外国人台帳制度について、外国人を日本人と同じく住民としてとらえようとしている点は大いに評価する。便利になるのは賛成である。日本人と外国人とで差別のない制度を望みたい。ただし、外国人側のメリットが具体的に見えてこないのでメリットを明確化すべきである。

**【田中アルシデス・ヒデオ 氏】**

- 開示の在り方については、国籍までは分かるが、第三者が在留資格及び在留期間について閲覧を必要とするケースが想定できない。
- 特に子どものいじめの防止などのため、通称名はあったほうがいい。
- 外国人台帳制度について、外国人、行政共にメリットが必要ではないか。また、長期定住化する外国人を「住民」としてとらえ、日本人と同様の権利と義務を保障する必要がある。

# 適法な在留外国人の主な滞在中における動き（イメージ）

## 在留外国人の動き



## 在留外国人の行う届出等

	外国人登録法	住民基本台帳法(日本人)
① 海外から転入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上陸の日から90日以内に居住地の市町村長に申請 (外登法第3条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入をした日(住所を定めた日。以下 同じ。)から14日以内に転入地市町村長に届け出 (住基法第22条)</li> </ul>
② 市町村間の動き (市町村内の動き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新居住地に移転した日から14日以内に新居住地の市町村長に申請 (外登法第8条①)</li> <li>・同一市町村内の場合は、14日以内に当該市町村長に申請 (外登法第8条②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ転出届を転出地市町村長に届け出→転出証明書を交付 (住基法第24条)</li> <li>・転入をした日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を転入地市町村長に届け出 (ただし、住基カードを利用した付記転出の場合は転出証明書は不要) (住基法第22条、第24条の2)</li> <li>・同一市町村内の場合は、14日以内に当該市町村長に届け出 (住基法第23条)</li> </ul>
③ 海外への転出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港等において、入国審査官に登録証明書を返納 (外登法第12条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ転出届を転出地市町村長に届け出 (住基法第24条)</li> </ul>

# 複数国籍世帯について

複数国籍世帯とは・・・

「日本人と外国人が結婚した世帯に外国人と日本人が含まれる世帯」

「新たな在留管理制度に関する提言」(平成20年3月 第五次出入国管理政策懇談会)より

## ◆国際結婚件数の推移

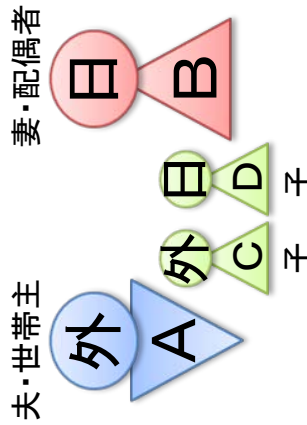
(単位:件)

	H14	H15	H16	H17	H18
国際結婚件数	35,879	36,039	39,511	41,481	44,701
うち夫が日本人	27,957	27,881	30,907	33,116	35,993
うち妻が日本人	7,922	8,158	8,604	8,365	8,708

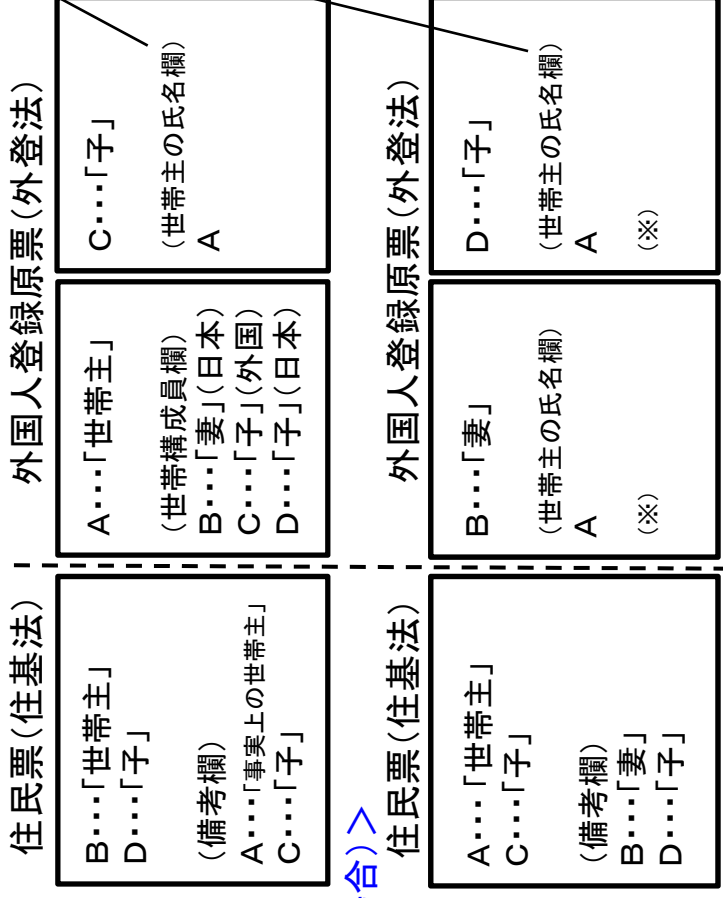
厚生労働省「人口動態統計年報」データに基づき作成

## ◆現在の取り扱い

＜ケース1(世帯主が外国人の場合)＞



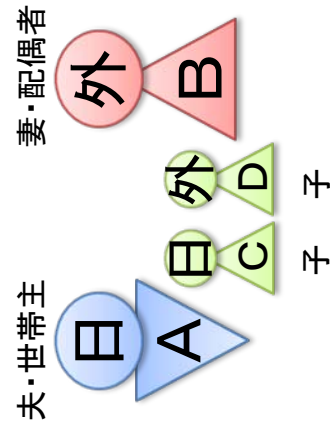
外国人登録原票(外登法)



A・CとB・Dが別々に手続を行う場合、同一の世帯であることの把握のためには、住民票との突合が必要



＜ケース2(配偶者等が外国人の場合)＞



＜課題＞

国民健康保険、児童手当、生活保護など、世帯を前提とするサービスの提供において支障が生じるおそれ。

※ 世帯構成員欄は、世帯主の場合にのみ設けられるため、この場合には、Cは外国人登録原票には記載されず、世帯全員を把握するには住民票との突合が必要



# 開示及び公証制度について

## 1. 開示・公証の考え方

- 外国人登録法における開示とは  
外国人登録法は公証を目的としておらず、証明書等の交付は自己情報開示請求権の確保として位置付けられていないが、外国人が自己の居住関係、身分関係を立証するための手段として、外国人本人等に対し外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付すること
- 住民基本台帳法上の公証とは  
住民の日常生活上の必要性を踏まえて住民の居住関係を公に証明すると共に、住民に関する行政の基礎とするため、住民本人等に対し住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付すること、及び国等に対し住民基本台帳の一部の写しの閲覧をさせること  
・写しの交付とは  
住民基本台帳に記載される者について、住所などの原本の内容を写したものを交付すること  
・閲覧とは  
一定の区域・地域に住んでいる者の確認等のために、関係者が市町村にある住民基本台帳の一部（氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報）の写しを見ること

## 2. 趣旨・沿革

	外国人登録法の開示	住民基本台帳法の公証
制度趣旨	在留外国人の公正な管理に資することを目的とする制度であり、登録原票は非開示を原則としつつ、①各種行政の前提として必要となる場合、②自己情報の開示請求である場合、③弁護士等が、業務上の観点から必要とする場合、において例外的に開示可能	住民の居住関係を公に証明するとともに、住民行政の基礎とするという制度の趣旨に沿って、住民の利便の増進及び行政機関への活用を図るために公証可能
沿革 (改正時の考え方)	・当初、制度上は措置せず（運用上、登録原票の写し又は登録済証明書を交付） ・外国人が、民事訴訟など種々の法的関係の中に置かれることの増加、地方分権により法定受託事務の基本的な部分は明文化したこととしたこと、などを理由として、平成11年登録原票を開示する場合の規定を整備	・当初は、住民登録法を踏襲して何人でも閲覧・写し等の交付が可能 ・個人情報に関するプライバシー保護についての社会的な関心の高まりなどから、昭和60年、平成11年に閲覧を台帳の一部の写しに限定する、請求事由を定めることとする等の改正 ・個人情報保護に対する意識の高まりなどにより、平成18、19年に閲覧及び写し等の交付の主体と利用目的を限定する等の改正
現在の考え方	交付 ○ 外国人本人やその同居の親族、国の機関・地方公共団体、弁護士等に対し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付 閲覧 × 在留外国人の公正な管理に資することが目的であるとともに、個人情報の保護の観点から、閲覧制度は設けていない	交付 ○ ・本人や本人と同一世帯を構成する者、国・地方公共団体の機関に対し交付 ・自己の権利行使のためなど正当な理由のある場合に交付 閲覧 ○ ・国・地方公共団体の機関等が閲覧 ・調査研究等について、公益性が高いと認められる場合に閲覧

# 記載事項証明書などの交付について①

制度 請求者	住民基本台帳法	外国人登録法(注)
<p>本人等</p> <p>住民の住所、世帯関係といった居住関係を公証するという制度趣旨から、住民として公証する必要がある場合に、本人の利便性も考慮して、本人又は本人と同一世帯に属する者に対して証明資料である住民票記載事項証明書などを交付</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人</li> <li>・同一世帯を構成する者(本人の代理人でも可)</li> </ul> <p>【要件】</p> <p>(特段の要件なし)</p> <p>【証明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基法により記載される全ての事項</li> </ul> <p>例)就業先へ提出する居住関係の証明資料として、本人に住民票の写しを交付</p>	<p>外国人の居住関係を立証する必要がある場合において、外国人の自己情報開示請求権の確保のため、登録原票記載事項証明書などを交付</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人</li> <li>・同居の親族(事実上婚姻関係にある者でも可)</li> <li>・本人の代理人</li> </ul> <p>【要件】</p> <p>(特段の要件なし)</p> <p>【開示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外登法により記載される全ての事項(通称名については、本人の希望により氏名(本名)に併記した上で交付)</li> </ul> <p>例)就業先へ提出する身分関係及び居住関係の証明資料として、本人に登録原票記載事項証明書を交付</p>	<p>法律の定める事務の遂行のため必要がある場合は、国の機関又は地方公共団体に対して交付</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の機関</li> <li>・地方公共団体</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律で定める事務の遂行のために必要である場合</li> </ul> <p>【開示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外登法により記載される全ての事項(通称名については、氏名(本名)に併記した上で交付)</li> </ul> <p>例)国税の事務における居住実態の確認のため、税務署に登録原票記載事項証明書を交付</p>
<p>国等</p> <p>国及び地方公共団体の行政の合理化に資するという制度趣旨から、国又は地方公共団体の機関が法令に基づく事務を遂行するために必要な場合に、住民票記載事項証明書などを交付</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の機関</li> <li>・地方公共団体の機関</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定める事務の遂行のために必要である場合</li> </ul> <p>【証明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票コードを除いて、住基法により記載される全ての事項</li> </ul> <p>例)国税の事務における居住実態の確認のため、税務署に住民票の写しを交付</p>		

(注) 表内の類型の他、法律の規定に基づく請求があった場合も開示する。

## 記載事項証明書などの交付について②

制度 請求者	住民基本台帳法	外国人登録法
第三者	<p>住民の居住関係を公証する制度趣旨と共に個人情報保護に鑑み、請求権者、請求事由を、権利・義務の蓋然性、その他社会通念上期待・許容されているかという観点から市町村長が相当と認めるときに限定</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の要件に該当する者（この要件に該当すれば、本人等、国等以外の者であっても請求可能）</li> <li>・上記の者から業務を依頼された特定事務受任者</li> </ul> <p>〔 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士</li> </ul> <p>【要件（どれか1つに該当すればよい）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の権利行使又は義務履行に必要な場合</li> <li>例) 債権者（生命保険会社等）が債務の履行（満期となった生命保険金）のため債権者本人の住民票の写しを必要とする場合に交付</li> <li>・国又は地方公共団体に住民票の写し等を提出する必要がある場合</li> <li>例) 相続手続、訴訟手続等に当たり、法令に基づき関係人の住民票の写しを必要とする場合に交付</li> <li>・その他正当な理由がある場合</li> <li>例) 刑事に関する事件における弁護のために必要のある場合に交付</li> </ul> <p>（これらの要件を満たし、さらに市町村長が相当と認めた場合に交付。）</p> <p>【証明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎証明事項のみ交付（氏名、出生の年月日、男女の別、住民となった年月日、住所等、住所を定めた旨の届出の年月日等）を基本</li> </ul>	<p>弁護士等が訴訟資料の収集などの職務遂行上必要がある場合に限定</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士</li> <li>・司法書士（簡易裁判所訴訟代理業務に限る）</li> <li>・政令の別表に定める法人（日本赤十字社を含む28団体）</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律で定める事務・業務の遂行のために必要である場合</li> <li>例) 訴訟の相手方について事実を調査するため、弁護士が当該相手方の登録原票記載事項証明書を必要とする場合に交付</li> </ul> <p>【開示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、本国での住所又は居所、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄</li> <li>・特に必要とする場合に限り、上記以外の登録事項も交付可能</li> <li>・記載事項証明書のみ交付可（写しの交付は不可）</li> <li>（通称名については、氏名（本名）に併記した上で証明）</li> </ul>

# 閲覧について

制度 請求者等	住民基本台帳法	外国人登録法
<p>国等</p>	<p>国及び地方公共団体の行政の合理化に資するという制度趣旨から、国又は地方公共団体の機関が法令に基づく事務を遂行するために必要な場合に閲覧</p> <p>【請求権者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・地方公共団体</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定める事務の遂行のために必要である場合</li> </ul> <p>【証明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、出生の年月日、男女の別、住所</li> </ul> <p>例) 国が実施する世論調査の対象者の抽出のために閲覧</p>	
<p>公益性の高いもの</p>	<p>住民の居住関係を公証する制度趣旨と共に個人情報保護に鑑み、公益性の高い活動等を行うための申出であり、かつ、公益性があるか、閲覧を必要とするかという観点から相当であると市町村長が認めるときに限定</p> <p>【請求権者】 (下記の要件に該当すれば、それ以上の制限はなし)</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの</li> <li>・公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの</li> <li>・営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起等特別の事情による居住関係の確認</li> </ul> <p>(これらの要件を満たし、さらに市町村長が相当と認めた場合に閲覧が可能になる。ただし、活動に必要な限度に限られる。)</p> <p>【証明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、出生の年月日、男女の別、住所</li> </ul>	<p>(本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を把握して、在留外国人の管理のために必要とされる正確な資料・情報を提供するのが目的であり、閲覧制度は設けていない)</p>

# 住民基本台帳制度上の手続及びその代理について①

- 代理
  - ・ 代理人という他人が、独立に意思表示をなし、又は意思表示を受領することによって、本人が直接にその意思表示の法律効果を取得する制度。
  - ・ 住民基本台帳法上、代理には任意代理と法定代理の2種類がある。
    - ①任意代理・・・本人の意思に基づいて代理権が発生  
【必要書類】・・・本人の自署又は押印のある委任状が基本
    - ②法定代理・・・本人の意思ではなく法律の規定に基づいて代理権が発生  
住基法においては、親権者、成年後見人、未成年後見人等が法定代理人となる  
【必要書類】・・・戸籍謄本など法定代理人であることを証明する書類
- 使者
  - ・ 自ら意思決定はせず、本人が決定した意思を単に相手方に表示し、又は完成した意思表示を伝達する制度。  
【必要書類】・・・使者に手続を委託する旨の証書(本人の自署又は押印のあるもの)

## 住民基本台帳法上の手続の主体と代理・使者の活用の可否

項目	手続内容	届出主体	代理の可否(理由)	使者の可否(理由)
住民基本台帳法上の手続の種類  届出 (転入届、転居届、転出届、世帯変更届)	住民記録の正確性を確保する必要が あることを踏まえ、原則として本人が(本人が届出をすることができない場合は世帯主が)、住民票の記載事項に変更があり、届出をする必要があるときに、転入届、世帯変更届等を行う	・本人 ・世帯主(本人が届出をすることができないときは世帯主職務)	○ (居住関係を公証するという制度趣旨、住民記録の正確性を確保する必要性及び本人の利便性を考慮) (住基法第27条③)	○ (居住関係を公証するという制度趣旨、住民記録の正確性を確保する必要性及び本人の利便性を考慮) (住基法第27条③)
			届出の任に当たるものであることを明らかにするため必要な事項を示す書類を提示・提出	同左

# 住民基本台帳制度上の手続及びその代理について②

項目	手続内容	申請・申出主体	代理の可否(理由)	使用者の可否(理由)
住民基本台帳法上の手続の種類				
本人等	本人等が住民として公証する必要がある場合に、本人又は本人と同一の世帯に属する者に対して記載事項証明書などを交付	・本人 ・本人と同一世帯を構成する者	○ (居住関係を公証するという制度趣旨及び本人の利便性を考慮) (住基法第12条④)  請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示・提出	○ (居住関係を公証するという制度趣旨及び本人の利便性を考慮) (住基法第12条④)  同左
記載事項証明書などの交付	国又は地方公共団体が法令に基づく事務を遂行するために必要な場合に、住民票記載事項証明書などを交付	・国の機関 ・地方公共団体の機関	-	-
第三者	請求権者・請求事由を、権利義務の蓋然性その他社会通念上期待・許容されているかという観点から市町村長が相当と認める場合に限定した上で、第三者に対して記載事項証明書などを交付	・正当な理由があると市町村長が認める者 (①自己の権利行使又は義務履行に必要な場合、②国又は地方公共団体に記載事項証明書などその他) ・上記の者から業務を依頼された特定事務受任者(弁護士、司法書士等)	○ (居住関係を公証するという制度趣旨及び申出者の利便性を考慮) (住基法第12条の3⑥)  申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示・提出	○ (居住関係を公証するという制度趣旨及び申出者の利便性を考慮) (住基法第12条の3⑥)  同左
閲覧	国又は地方公共団体が、法令に基づく事務を遂行するために必要な場合に閲覧可  公益性の高い活動を行うための申出であり、かつ、公益性があるか、閲覧を必要とするかという観点から市町村長が相当であると認める場合に限定した上で、個人又は法人が閲覧可	・国の機関 ・地方公共団体の機関	-	-
	公益性の高いもの		(「閲覧者」が申出者に代わり閲覧) (住基法第11条の2②)  申出者・閲覧者の氏名・住所等を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出	(「閲覧者」が申出者に代わり閲覧) (住基法第11条の2②)  同左

# 通称名について

## 1. 外国人登録制度における取り扱い

- 背景  
我が国において長く生活してきた外国人については、日常生活においていわゆる通称名を用いている者も多いことなどから、外国人登録原票の氏名欄には、本名を登録上の氏名とした上で、本人の希望により通称名をカッコ書きして記入することを認めることとする運用がなされてきている。
- 実務上の取り扱い
  - ・ 通称名は、本来の外国人登録原票の登録事項ではないが、
    - ①氏名と同様に、生活上の個人を特定、識別する効用があると考えられていること
    - ②外国人の生活上の利便性を考慮して、行政運用で本名に併記する形で登録することを認めている。
  - ・ 通称名の登録は1つに限られる。
- 判断基準について  
通称名が生活上日常的に用いられていることについて、立証資料（勤務先又は学校等の発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物等）で使用実態の確認ができれば、本名と併記する形で通称名の登録を認めることとしている。
- (参考例) 【氏名欄】 金 鈿璐 (金田 花子)  
(「外国人登録法逐条解説」(田村満著) 及び「外国人登録事務取扱要領別冊」(事例・重要通知集) を基に作成)

## 2. 使用例

- 印鑑登録証明  
実例) 印鑑登録証明書の氏名欄においては、通称名だけでなく本名を併記する形で通称名を記載することが可能  
※ その場合、印影において通称名を活用することが可能  
(注) 法律レベルにおいては、通称について規定されていない

# 外国人住民に係る台帳制度のイメージ

ねらい

外国人住民についても、日本人（住民基本台帳制度）と同様に、台帳制度を整備

- ⇒ 転出・転入の届出等により正確な情報を把握し、居住  
 関係の公証など外国人住民に関する事務の処理の基礎と  
 するとともに、届出等の簡素化等を図る
- ↑
- ① 外国人住民の利便の増進  
 ② 市町村等の行政の合理化  
 に資するようにする

(例) 市町村Aから市町村Bに引越しする場合

